

## 北海道青少年健全育成条例（抜粋）

（定義）

第 14 条 この章以下（第 5 章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (5) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第 16 条第 1 項第 2 号において同じ。）その他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。

（有害図書類の指定及び販売等の禁止等）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの 3 分の 1 以上を占めるもの
- (2) 録画テープ、録画盤又は磁気ディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの（以下この号において「録画テープ等」という。）であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して 3 分を超えるもの若しくは合わせて 5 分を超えるもの又は録画テープ等の倫理上の審査を行う団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの

2 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換してはならない。

第 17 条 図書類の取扱いを業とする者は、図書類でその内容の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（有害図書類を除く。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換しないように努めなければならない。

（有害図書類の陳列の方法等）

第 18 条 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類について、規則で定めるところにより他の図書類と区分し、及び青少年による購入、借受け等を禁止する旨を表示しなければならない。

2 知事は、図書類の取扱いを業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。